

みんなが安心して 健やかに暮らせるまち

健康、福祉

1 安心して生活できる保健・医療の推進

- 211 健康づくりの推進
- 212 医療体制の確保

2 地域福祉によるまちづくりの推進

- 221 高齢者保健福祉の推進
- 222 障がい者福祉の推進

3 安心を支えるしくみの維持

- 231 社会保障の確保
- 232 市民相談窓口の確保
- 233 生活保障の確保

211 健康づくりの推進

施策の目的

対象(誰が、誰を)

市民

5年後のめざす姿

「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、生涯を通じて健康づくり、健康増進に取り組むまち

施策の成果を測る指標

健康づくりの満足度

2.88 → 3.00

平成27年(現状値) 平成33年(目標値)

まちづくりに関するアンケート調査(H27)より

施策の現状と課題

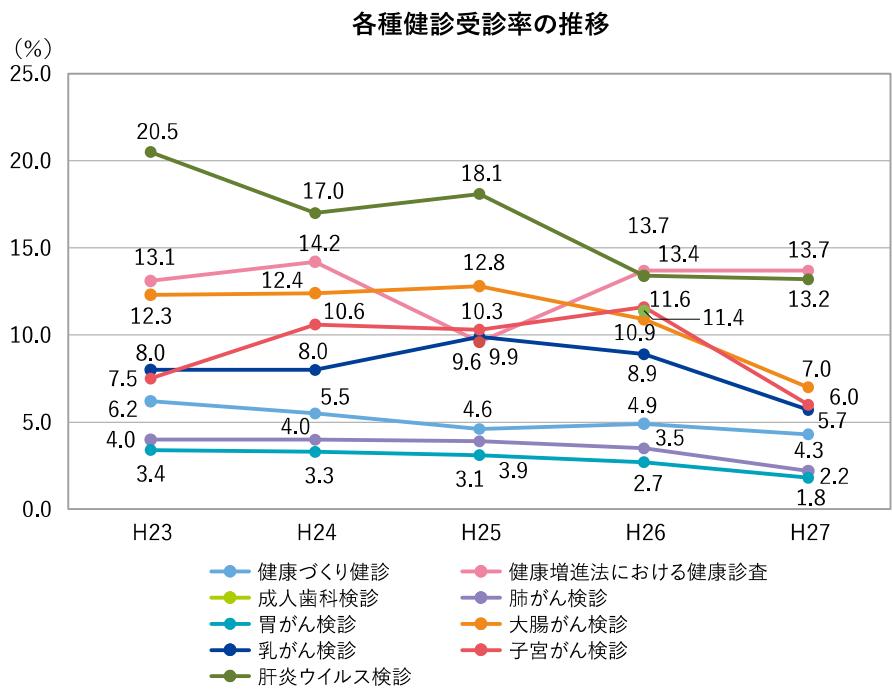
《現状と課題①》

- 市では、平成26年度から尾鷲市健康増進計画に基づく取り組みを実施しており、連携団体等と協働で取り組む「尾鷲健康増進の会（Owase HAPPY）」を組織し、「健康ハッピーデー」を通じて、市民全体会への普及啓発の強化に取り組んでいます。
- 市内各地区においても、地域住民の生活及びニーズに合わせた取り組みを実施することにより、住民の意識の向上、生活習慣の改善につながっています。
- 子育て世代を含めた若い世代の各種健診受診率が低いため、健診の必要性等も普及啓発しながら、未受診者への受診勧奨の強化が必要です。
- むし歯の罹患率が高く、成人の歯周疾患予防も含め、乳幼児から成人以後へと途切れのない歯科保健対策を構築することが重要です。

《現状と課題②》

- 新型インフルエンザなどの感染症に対する懸念が高まっています。予防接種についての啓発や接種勧奨により、接種率の向上に努める必要があります。

■ 健康づくりの基盤となる組織「尾鷲健康増進の会」を中心に、市民、各組織団体と協働で地域力の強さを活用した健康づくりを実践していくとともに、疾病の早期発見、予防に向けた意識啓発を行い、健診受診率の向上を図ることが必要です。



資料:福祉保健課

主な取り組み方針

《方針①》

- 市民は「自分の健康は自分で守る」という意識を持って健康づくりに取り組みます。
- 市は若い世代からの健康診断や歯周疾患検診など、ライフステージに応じた健康づくりの支援と普及啓発を行います。
- 市は関係機関と連携して、市民の健診受診率の向上に努めます。
- 市は関係機関と連携して、地域を活用した健康ウォーキングなどの運動と、健康弁当など「食」による健康づくりに取り組むとともに、食生活改善による生活習慣改善指導を充実します。【重点】【戦略】
- 市は関係機関と連携して、心の健康（メンタルヘルス）相談体制の充実を図ります。

《方針②》

- 市は感染症などのまん延予防のため、予防接種や知識の普及啓発を行います。
- 市は生活習慣病や感染症の予防対策に取り組みます。

関連する事業

- ・健康増進事業
- ・予防接種事業

関連する計画

- ・尾鷲市健康増進計画(平成26年度～平成30年度)
- ・特定健康診査等実施計画(平成25年度～平成29年度)

212 医療体制の確保

施策の目的

対象(誰が、誰を)

市民

5年後のめざす姿

必要な時に適切な医療が受けられるまち

施策の成果を測る指標

地域医療の満足度

2.49 → 2.71

平成27年(現状値) 平成33年(目標値)

まちづくりに関するアンケート調査(H27)より

施策の現状と課題

国では、平成26年6月に「地域医療・介護総合確保推進法」が成立し、医療と介護を連携させる動きが加速しています。また、生活習慣病の増加にともない、長期にわたって治療を継続するケースが増加しています。患者が退院後も継続的に居宅等で適切な治療を受けることを可能にすることが、生活の質の確保の観点からも求められており、在宅医療・介護連携のニーズが高まっています。

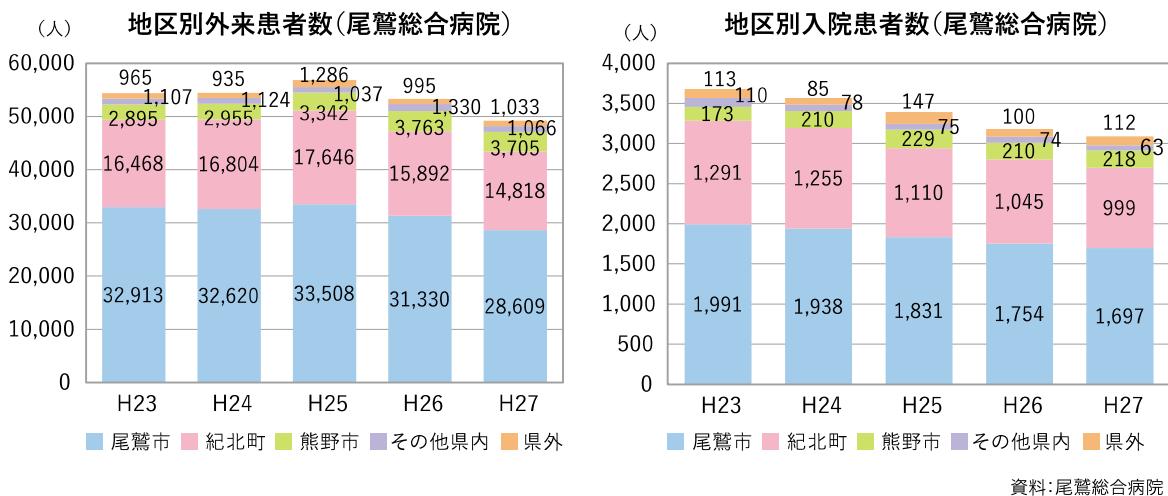
《現状と課題①》

○平成37年にめざすべき医療供給体制を実現するため、三重県医師会、紀北医師会をはじめ、東紀州地域の医療及び5市町の関係者により、地域医療構想の策定について協議が行われています。

《現状と課題②》

○尾鷲総合病院では、三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院、紀北医師会等の協力を得て、診療科の維持をはじめ、365日24時間の救急医療体制を確保し、市民に安全・安心な医療を提供しています。今後も、人口の減少等により、病院運営がますます厳しくなることが予想されるなか、安心して医療を受けられる体制を維持していくためには、医師・看護師の確保、施設や医療機器等の充実及び病院経営の改善が課題です。

■ 多様なニーズに対応できる医療を提供するため、医師確保の取り組みや関係機関と連携した事業の展開により、安心して医療を受けられるしくみを構築するとともに、総合病院と医院等の役割分担及び在宅医療・介護連携について市民への普及啓発を進めが必要です。



資料:尾鷲総合病院

主な取り組み方針

《方針①》

- 市は地域の医療需要に応じた医療供給体制の構築をめざすとともに、地域における医療・介護の関係機関が連携した、包括的かつ継続的な在宅医療・介護が提供できる医療供給体制づくりに努めます。
- 市は東紀州地域の市町と連携し、2つの基幹病院と医院等の役割分担及び在宅医療・介護連携についての検討を進めます。
- 市は医療に対する情報提供と相談体制の充実に努めます。
- 市は市民と共に医療従事者の育つ環境づくりに努めます。
- 市民は身近な医院等をかかりつけ医として持つなど、医療を適切に理解し、利用します。

《方針②》

- 市は尾鷲総合病院において、関係機関との連携及び人材の育成や看護実習の受け入れ等を推進し、救急医療体制の堅持及び医師・看護師確保を進めます。【戦略】
- 市は尾鷲総合病院において、施設や医療機器の充実、経営改善に向けた業務の見直し等を図り、安心して医療を受けられる体制の維持に努めます。

関連する事業

- ・尾鷲総合病院事業
- ・救急医療体制事業

関連する計画

221 高齢者保健福祉の推進

施策の目的

対象(誰が、誰を)

高齢者

5年後のめざす姿

いつまでも元気に社会のなかで活躍し、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らすことができるまち

施策の成果を測る指標

高齢者の転出入割合*

66%		110%
平成27年(現状値)		平成33年(目標値)
住民基本台帳より		

* 高齢者の転出入割合：65歳以上人口における転入人口÷転出人口により算出した割合。

施策の現状と課題

平成37年頃までに団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という、超高齢社会を迎えます。全国的に、これまでの高齢化の問題は、高齢化の進展の「速さ」が問題でしたが、平成27年以降は、高齢化率の「高さ」(高齢者数の多さ)が問題となり、介護・医療費等社会保障費の急増や、介護サービスを担う人材の不足が懸念されています。

また、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしをより長く続けることができるよう、医療介護連携、認知症施策、生活支援サービスの提供等、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム*）の構築が課題となっています。

《現状と課題①》

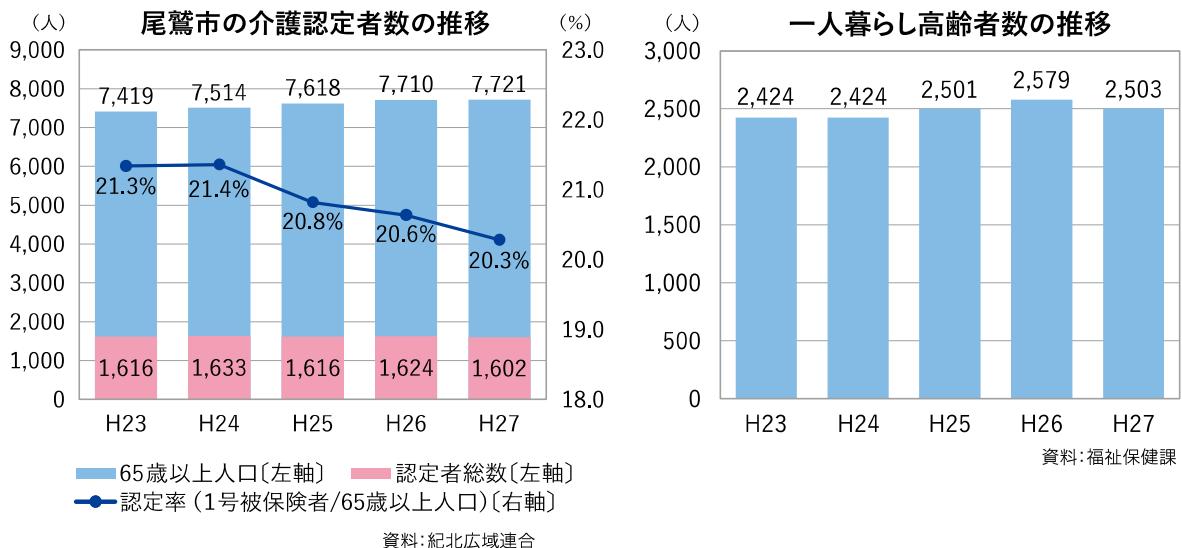
○市では、平成27年度の介護保険制度の改正に合わせて、平成27年3月に「尾鷲市高齢者保健福祉計画」を策定しました。

○平成29年度から、要支援者に対する介護予防給付（訪問介護、通所介護）が市の事業として本格移行するにあたり、関係機関との協議及び試行により、高齢者が地域で安心して、健やかに生活できる体制づくりに取り組んでいます。

《現状と課題②》

○市では、シルバー人材センターを中心に、高齢者の就労機会の確保を図っています。

■ 高齢者が地域で安心して、健やかに生活できる体制づくり（地域包括ケアシステム）の構築に向け、関係各部署や関係機関が、連携を強化して取り組むことが必要です。



主な取り組み方針

《方針①》

- 市は市民と共に地域で一人暮らし高齢者等の見守りを行います。
- 市は地域医療をはじめ、様々な社会資源との連携による、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
- 市は介護予防に関する啓発と実践に取り組みます。
- 市民は自主的な健康づくりや介護予防に取り組みます。
- 市は介護保険制度の適正な運営に努めます。

《方針②》

- 市は生きがいづくりや就労機会の提供など、高齢者が地域でいきいきと暮らせる取り組みを行います。

関連する事業

- ・在宅高齢者支援事業
- ・施設高齢者支援事業
- ・介護予防事業

関連する計画

- ・紀北広域連合第6期介護保険事業計画
(平成27年度～平成29年度)
- ・尾鷲市高齢者保健福祉計画
(平成27年度～平成29年度)

※ 地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域社会のこと。

222 障がい者福祉の推進

施策の目的

対象(誰が、誰を)

障がいのある人

5年後のめざす姿

自立支援などの福祉サービスにより、住み慣れた地域で暮らせるまち

施策の成果を測る指標

障がいのある人の地域移行者数(累計)*

11人

平成27年(現状値)

20人

平成33年(目標値)

* 障がいのある人の地域移行者数：入所施設に入所している障がいのある人が、入所施設から居宅やグループホームなど、生活の場を地域へ移行した人数。

施策の現状と課題

国では、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法の施行など、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

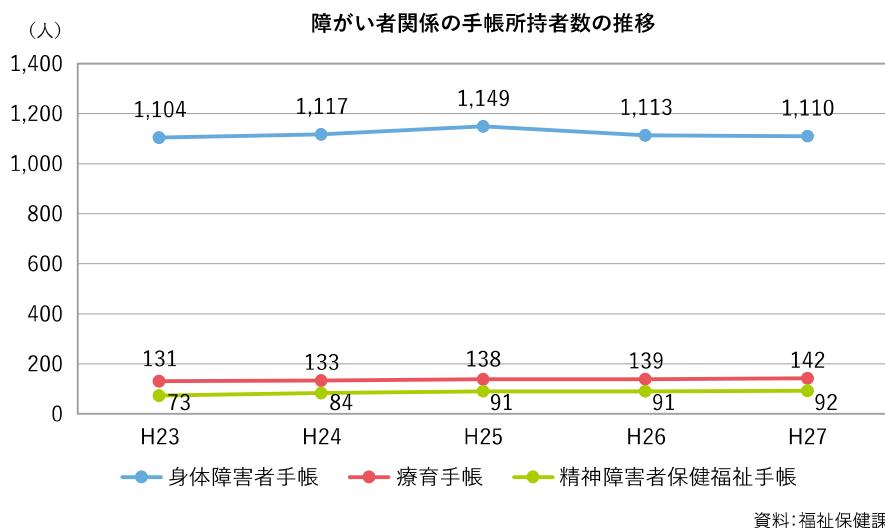
《現状と課題①》

○市では、紀北地域協議会での検討により、地域課題への取り組みが積極的に行われ、福祉的就労から一般就労につながる支援や、就労した障がいのある人が職場に定着できる支援のしくみができるなど、実績も増えてきています。

《現状と課題②》

○地域移行を行うにあたり、就労を含めた日中活動の場の充実に比べ、住まいの場の確保が課題となっており、グループホームの整備が求められています。

■ 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がいに対する市民の理解を深めるとともに、就労支援と住まいの場の確保に努めることが必要です。



主な取り組み方針

《方針①》

- 市は障がいのある人の状況に応じた福祉サービスの提供や相談体制の充実を図ります。
- 市は障がいの有無に関係なく、互いに人格と個性を尊重し合う社会の実現に向けた啓発活動などを行います。
- 市は療育支援の充実を図り、保護者への支援を含めた乳幼児期からの途切れのない支援を行います。
- 市民は障がいのある人についての理解を深めます。

《方針②》

- 市は市民と共に障がいのある人の状況に応じた、多様な就労支援と住まいの場の確保に努めます。

関連する事業

- ・障害者支援事業
- ・福祉医療費助成事業
- ・障害者相談支援事業

関連する計画

- ・第3期紀北地域障がい者福祉計画
(平成27年度～平成29年度)
- ・第4期尾鷲市障がい福祉計画
(平成27年度～平成29年度)

231 社会保障の確保

施策の目的

対象(誰が、誰を)

被保険者

5年後のめざす姿

安心して生活ができる、社会保障制度が健全に運営されているまち

施策の成果を測る指標

特定健康診断受診率

29.5% → 50.0%

平成27年(現状値) 平成33年(目標値)

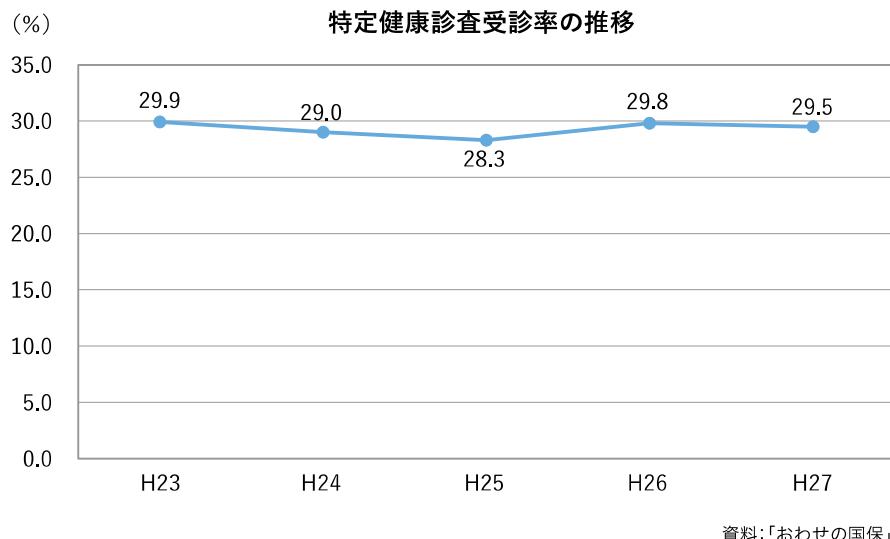
施策の現状と課題

国では、平成25年12月に「社会保障改革プログラム法」が施行され、社会保障の充実と財政健全化に向けて、社会保障と税の一括改革が推進されています。また、国民生活を支える社会基盤として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）*が導入され、平成28年1月から社会保障・税・災害分野の行政手続きでの利用が開始されました。

《現状と課題①》

- 市では、高齢化の進行や医療の高度化などにより、医療給付費及び年金支給額が増加する一方で、保険税（料）の収入が減少しています。
- 市では、保険税（料）の収入確保に向けた取り組みとともに、適正な制度周知を行いながら、社会保障制度を維持しています。
- 市では、医療給付費が年々増加しており、保険税（料）の見直し及び医療費の適正化に向けた取り組みが課題となっています。

■ 医療費の適正化に向け、後発医薬品使用割合や特定健康診査受診率の向上に努めるとともに、保険事業の健全な運営に努めることが必要です。



主な取り組み方針

《方針①》

- 市は安定的な社会保障制度の運営を図ります。
- 市は制度の適正な利用のための情報提供を行います。
- 市民は制度を正しく理解し、適正な利用を行います。
- 市は特定健診等の普及啓発に努めるとともに、PDCAサイクル*に沿った効率的かつ効果的な保険事業の実施を図るため、データヘルス計画*を策定し、医療費の適正化に取り組みます。
- 市民は健康診断を受けるなど、保健・疾病予防に取り組みます。

関連する事業

- ・国民健康保険事業
- ・後期高齢者医療制度事業

関連する計画

* 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度): 社会保障・税・災害対策の分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的とした制度のこと。住民票を有するすべての方に一人一つの番号を付して、効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることの確認が可能となる。

* PDCAサイクル: 4ページに記載のPDCAサイクルのイメージ図を参照。

* データヘルス計画: レセプト(診療報酬明細書)や特定健康診査(特定健診)などのデータに基づき、被保険者の健康管理や疾病予防、重症化予防などを効率よく行うための計画のこと。

232 市民相談窓口の確保

施策の目的

対象(誰が、誰を)

市民

5年後のめざす姿

必要な時に適切な相談を受けることができる、安全で安心な生活が営めるまち

施策の成果を測る指標

市民相談の満足度

2.82 → 3.00
平成27年(現状値) 平成33年(目標値)
まちづくりに関するアンケート調査(H27)より

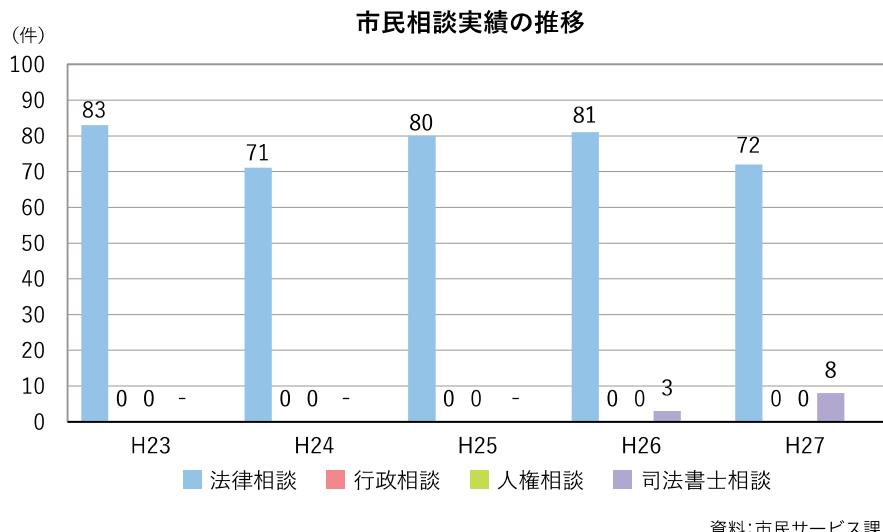
施策の現状と課題

全国的に、インターネットによる電子商取引や契約・販売形態の多様化、複雑化にともない、消費者トラブルが増加するとともに、食品の産地偽装等の悪質で巧妙化した商法が社会問題となっています。

《現状と課題①》

- 市では無料法律相談、消費生活相談などの相談窓口を設置しています。
- 相談実績は、法律の専門家である弁護士への相談件数が最も多くなっていますが、市民からの相談内容は多岐にわたり、また、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことから、今後は空き家についての相談も増えることが予想されます。
- 多様で複雑な困りごとにに対応するため、身近で気軽に相談できる場所の確保と解決に導く相談体制の充実が必要です。
- 市では、正しい知識や情報を市民と共有するとともに、相談体制を充実するために、啓発パンフレットを市民向けに配布するなど、消費生活に必要な情報発信に努めています。
- 今後もリアルタイムで市民と情報共有を行うための情報発信が必要です。

■ 多様で複雑な困りごとにに対応するため、身近で気軽に相談できる場所の確保に努めるとともに、消費生活に必要な情報発信や、相談体制の充実に努めることが必要です。



主な取り組み方針

《方針①》

- 市は法律、人権、行政、司法及び空き家などの日常生活に関する市民からの相談に、適切に対応できる体制の確保に努めます。 【戦略】
- 市民は「支え合い」や「助け合い」など、地域の絆によるまちづくりに取り組み、地域のなかで相談し合える関係を築きます。 【重点】
- 市は市民と情報共有を行うための情報発信に努めます。

関連する事業

- ・市民相談事業
- ・消費生活相談事業

関連する計画

233 生活保障の確保

施策の目的

対象(誰が、誰を)

市民

5年後のめざす姿

必要な時に適切な支援を受けることができる、安全で安心な生活が営めるまち

施策の成果を測る指標

生活困窮者相談件数

30件

平成27年(現状値)

60件

平成33年(目標値)

施策の現状と課題

国では、平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」が開始されました。

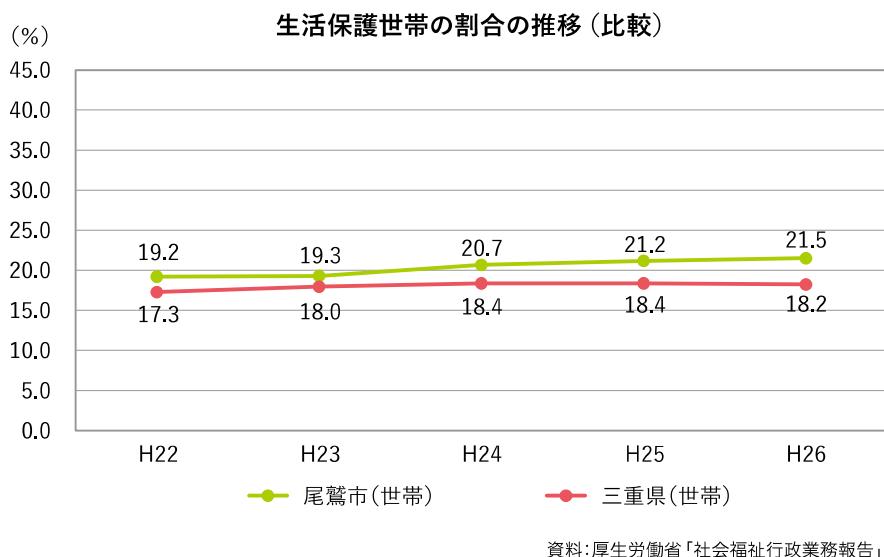
《現状と課題①》

○市では、生活保護の適正実施及び組織的な運営管理に努めており、今後も自立に向けた支援を続ける必要があります。

《現状と課題②》

○市では、生活困窮者自立支援事業を外部に委託して実施していますが、生活困窮者に必要な支援を見極めながら、事業を充実していく必要があります。

■ 支援の対象を増やす取り組みを強化するなど、今後、生活保護に陥る可能性のある生活困窮者の自立支援策を強化することが必要です。



主な取り組み方針

《方針①》

- 市は市民の生活保障の確保に努めます。
- 市民は自立した生活が送れるよう努めます。

《方針②》

- 市は生活保護の予防に向け、生活困窮者支援の対象を増やす取り組みを強化します。
- 市は生活困窮者の自立を促進するため、個々の状況に応じた自立支援計画を策定するとともに、社会福祉協議会や民生委員等の関係機関とも連携し、包括的な支援に取り組みます。

関連する事業

- ・生活保護事業
- ・生活困窮者自立支援事業

関連する計画

